

四日市港管理組合公共工事積算内訳事後公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、四日市港管理組合が発注する公共工事の透明性、客観性の向上を図ることで、公共工事に対する理解と信頼を深めるために、積算内訳の事後公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において「公共工事」とは、四日市港管理組合が発注する建設工事等をいう。
- 2 この要領において「積算内訳」とは、公共工事を競争入札に付するときに定める予定価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、金額を明示したものをいう。金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。
- 3 この要領において「事後公表」とは、積算内訳を契約の締結後、閲覧の方法で県民に公表することをいう。
- 4 この要領において「工事工種体系」とは、公共工事を発注するにあたり、契約図書の一部となる当該工事の施工内容や施工項目ごとの契約数量を示す工事数量総括表について、階層数や階層定義、細分化方法などの構成方法、用語名称や数量単位などの表示方法を、工種ごとに標準化・規格化したものをいう。

(事後公表の対象工事)

第3条 積算内訳を事後公表する対象工事は、四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第2条に規定する建設工事（測量、調査、設計及び製造は除く）で、四日市港管理組合が発注する工事設計金額が250万円以上全ての当初契約工事をいう。

(事後公表する内容)

- 第4条 事後公表する内容は、書面（以下「積算内訳書」という。）の形態で表すものとする。
- 2 積算内訳書は、表紙と積算内訳から構成し次のとおりとする。
- (1) 表紙に記載する内容
- ア 工事名称
 - イ 工事場所
 - ウ 工事内容（主工事、工期、工事概要）
- (2) 積算内訳に記載する内容
- ア 工事区分、工種及び種別については、工事工種体系のレベル1から3に準じるものの名称、単位、数量及び金額等を記載する。
 - イ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費などについては、単位、数量及び金額等を記載する。
- 3 前2項によりがたい場合は、別に定めることができるものとする。

(事後公表の時期)

第5条 原則として、契約締結後速やかに閲覧に供するものとする。

(閲覧の期間)

第6条 事後公表の期間は、当該契約年度及び翌年度とする。

(閲覧の場所)

第7条 積算内訳書を事後公表する場所は、四日市港管理組合閲覧室とする。

(積算内訳書の閲覧日時)

第8条 積算内訳書を閲覧できる日は、四日市港管理組合の休日を定める条例（平成元年四日市港管理組合条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

- 2 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず入札主管課長は、閲覧書類の整理その他必要がある場合には、その旨を閲覧場所に掲示し、臨時に休日を設け又は閲覧時間を短縮することができるものとする。

(閲覧の条件)

第9条 積算内訳書は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

- 2 積算内訳書を汚損又は毀損してはならない。
- 3 積算内訳書の複写等の便宜供与は行わない。
- 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じない。
- 5 前4項によりがたい場合は、四日市港管理組合情報公開条例の規定を遵守する。

(閲覧の手続き)

第10条 閲覧しようとする者は、前条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

(附 則)

この要領は、平成12年4月1日以降に契約を締結したものについて施行する。

(附 則)

この要領は、平成13年6月18日に施行する。

(附 則)

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。